

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年3月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500837号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500104号

第1 結論

請求者のA社における令和元年6月10日の標準賞与額を98万5,000円に訂正することが必要である。

令和元年6月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年6月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年6月10日

A社からB社に出向している期間(厚生年金保険の適用事業所はA社)に支払われた賞与のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。賞与の明細書及び預金通帳を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された2019年6月度賞与の明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間に賞与(98万5,700円)の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(98万5,000円)に基づく厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年6月10日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500542号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500103号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年1月31日から同年2月1日まで

昭和59年4月1日にA社に入社し、昭和63年1月31日付で同社を辞めたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における雇用保険の加入期間は昭和59年4月1日から昭和63年1月30日までと記録されており、厚生年金保険の記録と符合している。

また、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会(回答)によると、請求者のB厚生年金基金における加入員喪失年月日は昭和63年1月31日と記録されており、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致していることが確認できる。

さらに、A社は、請求者の署名及び押印がある「退職所得の受給に関する申告書退職所得申告書」を提出し、当該申告書において、請求者の勤続期間が昭和59年4月1日から昭和63年1月30日までと記載されていることから、請求者の退社日は昭和63年1月30日であり、当該申告書以外の請求期間当時の資料は廃棄済みで保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求期間にA社で厚生年金保険の加入記録があり、請求者と同様に昭和63年に被保険者資格を喪失した20名及び請求者が名前を挙げている同僚2名並びに当該22名への照会に対する回答において社会保険担当者又は経理担当者として名前が挙げられた3名の計25名に照会したが、請求者の退社日を記憶している者はいない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。